

## 議案第17号

### 養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

養父市後期高齢者医療に関する条例（平成20年養父市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第92号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第17号 養父市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際に市の区域内に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 <u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際に市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第92号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第1条の2 (略)</p> <p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p> <p><u>第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>第1期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第3期 <u>12月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>2月1日から同月28日まで</u></p> <p>第6期 <u>3月1日から同月31日まで</u></p> <p><u>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</u></p>	

